

(1) ①説明資料

玄海原子力発電所構内における小型無人飛行機
(ドローン) と思われる3つの光の確認について

2025年7月30日
九州電力株式会社

1. 要旨

- 原子力発電所上空では、法令により小型無人飛行機等の飛行が禁止されており、当社はその周知を行うとともに、原子力発電所の周辺上空の監視や警備を、関係機関と連携しながら実施しています。
- そのような中、7月26日に玄海原子力発電所構内にて小型無人飛行機(ドローン)と思われる3つの光を確認しました。
- 当社は関係機関へ通報連絡を行うとともに、その後の対応は警備当局と連携して実施しており、警備当局が実施する捜査活動等に対し、必要な協力を行っているところです。
- 今回、発電所設備への影響はありませんでしたが、ドローンと思われる飛行物体を侵入させるという行為は、決して許されるものではないと考えております。
- 当社としては、こうした事案に対し、従来から実施している警備当局との連絡会議などを通じ、原子力発電所の警備について協議を行い、ドローンの侵入を防止するための更なる対策の検討を進めてまいります。
- 当社は、引き続き、発電所を安全に運転していくために、核物質防護について、緊張感を持って適切に対応を継続してまいります。

2. 事象概要

- 2025年7月26日(土)21時頃、玄海原子力発電所において、飛行中の小型無人飛行機(ドローン)と思われる3つの光(以下、飛行物体)を、発電所構内の警備にあたっていた警備員(4人)により確認しました。
- 当社は警備当局と速やかに連携し、監視を継続するとともに、核物質防護上の「情報収集事態相当事案」と判断し、原子力規制庁及び関係自治体へ通報連絡を行いました。
- 途中視認できない時間があったものの、警備員等は飛行物体の追跡を行い、同日22時53分頃以降、飛行物体は確認されなかったことから、発電所外へ退去したものと判断しました。
- その後、発電所構内全域にわたり、落下物、不審物等がないことを確認し、翌27日(日)0時30分頃には、異常のないことを確認*しました。
その後も警備員による上空監視の強化を継続しました。
* 明朝明るくなっても、再度、運転員及び警備員の巡視による搜索を行い、落下物や不審物がないことを改めて確認。
- 飛行物体の飛行に伴う発電所設備に影響がないことを確認しており、発電所の安全性に問題はありませんでした。

(参考1)本件の経緯

7月26日(土)

21時頃 正門付近で警備員(4人)がドローンと思われる3つの光を目視で確認

21時19分 原発特別警備部隊(原警隊)へ連絡

21時35分頃 発電所に常駐する原警隊も光を確認(警備員と確認)

21時45分 原子力規制庁へ通報

21時53分 自治体へ連絡[自動通報]

その後 自治体へ電話連絡[事象の説明]

22時53分頃 発電所南側で確認後、視認できなくなった

7月27日(日)

0時30分頃 構内に落下物・不審物がないことを確認完了

0時47分 原子力規制庁、自治体へ報告(異常なし確認完了の連絡)

(参考2) 玄海原子力発電所における小型無人飛行機(ドローン)に対する主な対策

- 当社ホームページで、国の法律※により、原子力発電所を含む国の重要施設等の周辺地域の上空における小型無人飛行機等の飛行が禁止されていることをお知らせしています。
- 発電所上空を飛行物が飛行していないかを警備員等が監視しています。

※ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人飛行機等の飛行の禁止に関する法律



原子力発電所

【小型無人飛行機(ドローン)の飛行禁止(国交省ホームページより抜粋)】

(参考3) 警備当局他との連携

- 原子力発電所その他の重要な原子力施設の警備に関し、警備当局、自衛隊、規制当局及び施設管理者の協力関係を緊密なものとし、必要な警備対策及び連携取組の推進方策について協議するため、中央原子力発電所等警備連絡会議が設置されています。
- 当社も連絡会議に参加し、警備当局と連携を密にし、原子力発電所の警備に努めています。

	原子力発電所等警備連絡会議	
	中央原子力発電所等警備連絡会議	地方原子力発電所等警備連絡会議
警察	警察庁警備局長	道県警察本部長
海保	海上保安庁海上保安監	海上保安部の長
自衛隊	防衛省統合幕僚監部総括官	陸上自衛隊方面総監部幕僚副長
規制庁	原子力規制庁次長	原子力規制事務所の長
施設管理者	電力会社の役員等 電気事業連合会役員	原子力発電所等の対象施設の長
その他	資源エネルギー庁次長 文部科学省研究開発局長 内閣官房危機管理審議官	—

(原子力発電所等警備連絡会議の設置(令和4年12月21日)より作成)

(参考4) 特定重大事故等対処施設について

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設である特定重大事故等対処施設を設置しています。

➤ 玄海3号機：2022年 12月5日から運用開始

➤ 玄海4号機：2023年 2月2日から運用開始

特定重大事故等対処施設（特重施設）

① 原子炉への注水設備

専用の貯水槽やポンプを用いて、原子炉を冷却します。また、原子炉への注水を確実にできるよう、減圧操作設備により原子炉内の圧力を下げます。

② 原子炉格納容器へのスプレイによる冷却・減圧設備

専用の貯水槽やポンプを用いて、原子炉格納容器内へ水をスプレイし、原子炉格納容器内の圧力上昇を緩和します。

③ フィルタベントによる放射性物質の低減

原子炉格納容器の破損防止のために原子炉格納容器内の空気を大気へ放出する場合には、フィルタを通すことで放射性物質を低減します。

